写

２３消安第２５５６号
平成２３年８月８日

協同組合日本飼料工業会会長
全国農業協同組合連合会会長
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
日本養鶏農業協同組合連合会会長
社団法人日本養魚飼料協会理事長
社団法人日本フィッシュ・ミール協会理事長
殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

「配合飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の設定及び確認について」の一部改正について

このことについて、「配合飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の設定及び確認について」（平成 23 年 8 月 2 日付け 23 消安第 2459 号。農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知）の一部を下記のとおり改正しましたので、御了知願います。

記

改　　正　　後	現　　　行
〔略〕 昨日、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成２３年８月１日付け、農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）で、配合飼料や混合飼料（以下「配合飼料等」という。）中の放射性セシウムの暫定許容値（牛、馬、豚、家きん等用飼料にあっては、３００ベクレル/kg。養殖魚用飼料にあっては、１００ベクレル/kg）を設定し、お知らせしたところです。 〔以下略〕	〔略〕 昨日、「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について」（平成２３年８月１日付け、農林水産省消費・安全局長、生産局長、林野庁長官、水産庁長官連名通知）で、配合飼料や混合飼料（以下「配合飼料等」という。）中の放射性セシウムの暫定許容値（３００ベクレル/kg）を設定し、お知らせしたところです。 〔以下略〕